兵庫地方最低賃金審議会

第３回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月７日（月） 10 時 02 分～12 時 16 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	坂本委員、山口委員
労働者委員	有川委員、中西委員、橋本委員
使用者委員	東委員、倉本委員、三枝委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第３回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、高階委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。

では、この後の進行につきまして、坂本部会長にお願いいたします。

○坂本部会長

各委員の皆様、本日の審議につきましてもよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題については、前回の引き続きとなりますが、議題（１）「兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。

前回、９月４日の専門部会では、労使からそれぞれ、今年の自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的な考えをお聞きしました。

前回のそれぞれの御意見としましては、労働者側は、倒産件数について、中古車小

売では以前の半導体不足の状況下での中古車バブル時の出店から現在は適正な状態に戻ったものと考える。そのため、中古車倒産の影響は既存の小売店の問題とは切り離して考えるべきである。現在の地賃 1,116 円を提示する自動車小売企業もあり、命を預かる仕事にもかかわらず、兵庫県の単純労働での金額と同じである。特賃は、協定のない企業経営者の賃金への意識付けとなり、従業員への思いやりにもなる。兵庫の特賃では、現在電子部品や計量器の業態でも地賃より１円高く設定されており、自動車小売の経営者側の考えとは一線を画している。中小では資格手当も少ない企業が多く存在し、生活が厳しいとなると、就職希望先としてこの業界が選ばれなくなる。自動車産業の魅力を維持することや、若者から魅力を感じてもらう必要もあることから、特賃の引き上げが必要であると考えるということでした。

一方、使用者側の主張は、労働者側からは整備士や営業職の賃金水準についての言及があったが、それは使用者側として事業を維持、継続するために限られた賃金をどのように分配するかで決めるもの。特定最賃で左右されず、高い金額で決まっていると思われる。この自動車小売業の経営の厳しさを示すデータとして、自動車小売業廃止等事業場数は、令和４年度以降、廃止事業所数が 25 件、24 件、18 件、３件、18 件と推移しており厳しい状況。地方では、自動車の重要性は増しているが、中小、零細企業が多く、昨今の地賃の上昇分だけでも厳しいのに、さらに特賃を設定するとなれば廃業に追い込まれる可能性が高くなる。近隣の大阪府や京都府、愛知県でも必要性なしとなっている。これらのことから、自動車小売業での特賃の役割は重要では無くなってきているため、必要性なしということでした。

ということであり、労使それぞれの意見の一致には至りませんでした。そのため、本日も引き続き審議を進めていきたいと思います。

では、この自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性について、使用者側、労働者側で前回の専門部会以降それぞれ検討していただいた結果をお聞きしたいと思いますが、労使それぞれでの打ち合わせは必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

（労使それぞれ、別室で意見調整）

○坂本部会長

それでは、審議を再開します。

では、前回の審議以降、使用者側、労働者側それぞれ今年の自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性について検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

それでは使用者側委員からお願いします。

○倉本委員

はい。第２回目の専門部会における労働者側からの見解につきまして、使用者側としての意見を述べさせていただきます。

自動車小売業の倒産件数の増加を中古車バブル、海外への販売が原因とおっしゃっていましたが、それを裏付けるデータがないか確認をしましたが、我々では確認ができておりません。倒産の理由としては後継者不足、人手不足を挙げられたということですが、それは第１回目の時に使用者側からも同様の倒産件数が増えていますと申し上げておりますので、この件に関しては、異論はないと思います。

この後継者不足や人手不足は賃金を上げたくても上げることができない経営の苦しさを如実に表していると思っております。

また、整備士の処遇改善につなげるためにも特賃の引上げは必要とのことでしたが、その後最低賃金近傍の整備士の方がおられるのは確認しております。ただし、雇用体系や業務内容については詳しい状況の確認はできておりません。大部分の整備士や営業職の方は最低賃金、特定最賃を上回る水準で設定されているのではと感じております。

特定最賃を地域別最低賃金に対して１円でも上積みをし、特定最賃のリストに載るだけでも意味があるとおっしゃっていたと思います。他の６業種につきましては確かに特定最賃が設定されておりますが、業種によって状況は異なっていると思います。そのためにも個別に議論をするということですので、他の業種がそうであるということは、我々とは見解が違うところではないかと思っております。

前回の労働者側のお話に対して、使用者側が感じていることを述べさせていただきました。

それを踏まえて、改めて使用者側に対しての見解を申し上げたいと思います。

３つにまとめてお話をさせていただきたいと思います。

まず、中小、零細企業においては、業績改善なき防衛的賃上げの限界がきているのではないかということです。

大手ディーラーと異なりまして、地域の小規模な自動車整備工場や中小中古車販売店などは、経営基盤が弱くて、支払い能力は既に限界を達しているのではないかと感じております。

近年の賃金高騰は、企業の業績向上や原資の確保に伴うものではなく、労働力を維持するための防衛的賃上げといえると思います。とりわけ中小事業者において、原材料費、部品代、光熱費の高騰に加え、特定整備制度等に伴う最新の技術投資、コストの負担も増大してきております。これ以上の法的な最低保障額の底上げは、これら中小、零細事業者の存続そのものを危うくし、かえって地域における雇用の場を奪うリスクを孕んでいるのではないかと思っております。

２つ目ですが、地域別最低賃金の大幅な上昇に伴って二重負担を強いられるので、これを回避すべきではないかと思っております。

ベースとなる兵庫県地域別最低賃金は、政府の方針や物価動向を反映しまして、毎

年かなりのペースで急激に引上げられていると思っております。
全産業を対象とする地域別最低賃金がこれほど引上げられていくという事は、現状におきまして、セーフティーネットとしての労働者保護機能は地域別最低賃金だけである程度、担保されているのではないかと思っております。この状況下で、さらに特定の産業にだけ高い基準を一律に上乗せしていくということは、他産業の労働市場とのバランスを欠くだけでなく、事業者の過度な二重のコスト負担を強いることになると思います。
ここでも、中小、零細企業の存続という問題が出てくると思っております。
３つ目としまして、顧客や取引先への価格転嫁が非常に難しい状況があります。人件費や諸物価が上昇する一方で、増加コストを中々お客様に転嫁できない状況です。
自動車小売業、整備業は地域住民の生活インフラを支える地域密着型のビジネスと、労働者側もおっしゃっております。顧客である一般消費者の所得が伸び悩む中、工賃や車両価格の度重なる引上げには限界があると思います。十分な原資の確保が、中々認められにくい状態のまま、法的に最低賃金だけを引上げていくということは、企業の自助努力の範囲を超えており、経営をさらに圧迫する要因となると思っております。
以上の事を踏まえまして、実態としての賃上げは、各企業の業績や経営努力、個別の労使交渉に委ねて進めるべきであり、法的な一律の最低ラインをこれ以上引上げる必要はないと考えております。
よって、自動車小売業における特定最低賃金の改正は繰り返しますが必要なしと思っております。
以上でございます。

○坂本部会長
はい。ありがとうございます。
それでは、次に、労働者側委員からお願いします。

○橋本委員
前回を含め、以前からの使用者側の考えから、労働者側の意見を述べさせていただきます。
複数年度でのお答えの一つとして、自動車産業の魅力は賃金以外の観点から労使で探っていきたいとの返答をいただいております。私達は賃金も大きな魅力であり、この場は業界全体として賃金をどう自動車小売の魅力を引き出すかという議論の場です。
ですので、それ以外で自動車小売の魅力を引き出すのであれば、その場を設定していただきますようお願いいたします。自動車総連兵庫地協としても御協力いたしますが、以前からその気配はございません。
また、１円でも地賃以上という意見を述べさせていただきました。前回も申しましたように、他業態でも経営が厳しい企業もある中で、業種への魅力、他業種への流出

阻止を鑑み、地賃より１円でも高い金額で締結している業態もあります。その中で、１円でも倒産の可能性や、経営に大きな影響があるとの回答で、自動車小売のみが以前から審議余地なしとの回答は、むしろ後ろ向きであり、元来、必要であるから各都道府県で決められていた自動車小売特定最低賃金をその賃金自体も必要なしとシャットアウト的な回答を行うことは、労働組合のない兵庫の自動車小売店を見捨てることとも感じます。

ここまで、かたくなに必要なしとの使用者側の回答として、一つに小売店の多さという問題もありますが、大手ディーラーと中小小売店の関係もあるのではないかと考えます。中小の小売店は、大手では手の届かない地域にも手が届く地域密着なお店も多いのです。そのため、大手に代わって中小小売店が行う車の販売についてはバックマージンも発生いたします。ここで一つの仮説とはなりますが、最低賃金が上がる分には、県単位の労使で決めること、そして特賃が上がるのはその団体の代表が決める形ですので、製造のような業態では特賃対象の中小企業は下請け、孫請けの部品を使用される場合もあり、自社の生産物はそれらがあっての製品であり、共存共栄が必須となります。

一方、中小自動車小売の原資には大手ディーラーの商品の販売でのバックマージンもあり、１円でも地賃より上げる判断を使用者側がした場合、それならバックマージンも上げてもらいたいと考えます。中小経営者として思うところかもしれません。

そのあたりの大手ディーラーのリスク回避も含め、使用者側が中小自動車小売経営に極力関与しない戦法でいるのであれば、これまでの審議での対応に納得できるところであり、個々の会社で賃金を決めるとのお任せ論にも納得できるところであります。

以上のような状況であれば、一向に兵庫の自動車小売は大手以外成長しないことは間違いなく、人材の確保は難しく、流出もままならず、地方では自動車小売の衰退により過疎の促進も助長するように感じます。

30 年前の地賃より 60 円高く、大手でも地域の小売店でも。自動車販売会社なら就職しても安心という時代に戻ろうというつもりも全くありません。各種産業の中でも自動車小売は最低賃金を設定し、業界全体としての違いを見せられればと思います。

先程の、話に出てきましたが大阪、京都、愛知に関しましては兵庫と同じように自動車小売業の特賃は設定されてないという話でしたが、昨年、私の方が地賃 A ランクである埼玉県は自動車小売業の特賃は設定されていますとここで話した際も他の県は他の話だと返事を頂戴しておりましたので申し上げておきます。

以上でございます。

○坂本部会長

ありがとうございました。

労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。

では、最初は使用者側委員からお話をお聞きしてよろしいですか。

別室へお願いします。

（別室にて公使協議、その後公労協議、労使協議、公労協議）

○坂本部会長

審議を再開します。

すでに、審議も尽きましたので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきます。

労働者側は自動車小売業の特賃を維持することによって、この業界の魅力を向上すること、その特賃を設けている事で、その特賃を見て、就職を検討する方もいて、ひとつの指標となり、人材確保という点でも引上げが必要である。仮に地賃が上がって、そこに特賃がプラス１円になったとしても、影響としてはさほど大きくはなく、やはり特賃を維持すべきだというお考えでした。

従いまして、必要性ありという御意見でした。

対して使用者側は人材不足という事であれば、通常賃金を上げて人材確保するということになるけれども、それさえ困難な余力のない企業が存在することは確かであり、既に賃金支払いの能力が限界に達している中小、零細企業のことを考えると、やはり地賃が大幅に上昇している段階でさらに特賃を上げることで過度な負担を課すことになりよくないということで、人材確保や業界の魅力向上という点に関しては、個別の労使交渉や個別の企業の努力によって実現していくべきであるということです。

従いまして、必要性はなしという御結論でした。

そこで公益がそれぞれ御意見をお聞きしまして、長い時間議論を重ねてきましたけれども、全会一致には至りませんでした。

これ以上審議を続けても、意見の一致は難しい段階かと思いますので、専門部会として報告をまとめさせていただきたいと考えております。

改めて、兵庫県自動車小売業の最低賃金の改正について必要性を認める、若しくは認めないということについて、全会一致でないことについての確認を行い、その結果を本専門部会の報告とさせていただきたいと思います。

ここまでの審議で結論を出すこととして、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○坂本部会長

では、労使それぞれの御意見を確認したいと思います。

双方の意見が異なる場合は、全会一致の決議に至らない、という結論となります。

それでは、労働者側委員の方は兵庫県自動車小売業の最低賃金の改正について必要性を認めるという御意見でよろしいですね。

○労働者側委員
　はい。

○坂本部会長
　では、使用者側委員の方は、兵庫県自動車小売業の最低賃金の改正について必要性を認めないという御意見でよろしいですね。

○使用者側委員
　はい。

○坂本部会長
　ただ今、労使それぞれの委員に改正の必要性の有無について、御意見を確認させていただきましたが、労使の意見が一致しませんでした。
　従いまして、本専門部会での結論としましては、「兵庫県自動車小売業については、全会一致に至らず、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正については必要性なし」ということとなりました。
　では事務局は、その内容で報告書（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長
　準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

　（事務局、別室に移動し、報告書案・答申文案を作成）

○坂本部会長
　では、報告文案を確認したいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
　はい、報告文案を読み上げます。
　案
　令和８年９月７日
　兵庫地方最低賃金審議会
　会長　山口隆英　殿

　兵庫地方最低賃金審議会
　兵庫県自動車小売業
　最低賃金専門部会
　部会長　　坂本知可

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員　坂本知可、高階利徳、山口隆英
労働者代表委員　有川貴子、中西織絵、橋本欣也
使用者代表委員　東健一郎、倉本信二、三枝義幸

以上です。

○坂本部会長
ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員
異議なし。

○坂本部会長
それでは、報告文案から案を消したものを報告文として本審に報告することとします。

今回の結果につきましては、10 月１日開催予定の本審において報告を行い、本審において、審議、答申が行われることとなります。

また、専門部会としては、これで役目は終了ということになります。

どうも御苦労様でした。

事務局から、他に何かありますか。

○安積賃金室長
特にございません。

○坂本部会長
本日はこれで終わります。お疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でした。

坂本　知可

橋本　欣也

倉本　信二